

# 柳原三佳の 新 一騎勝負の真実

愛媛白バイ  
「山本事件」  
続報

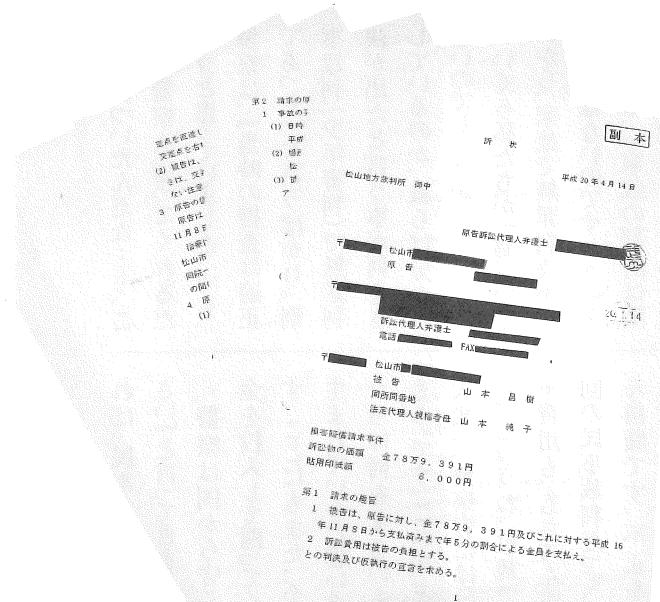
FILE NO.035

山本事件(愛媛)

●取材・文  
一柳原三佳 <http://www.mika-y.com/>  
●イラスト・佳岡広澄

■やなぎはらみか  
バイク雑誌の編集記者を経てフリーに。交通事故を主なテーマに執筆する他、TV出演、講演活動も行う。本誌や『週刊朝日』に連載した交通事故の告発ルポは、自賠責制度の大改正につながり話題を呼んだ。また検視や司法解剖に関する取材も精力的に行い、日本の死因究明のひずみを鋭く指摘している。最新刊『焼かれる前に語れ』(共著)、「交通事故被害者は二度泣かれる」など著書多数。自らも限定期解のナナハンライダーである。

# 白バイの過失はゼロ。 慰謝料+交通費 78万9391円 を支払え】



ゴールデンウィークの最中、山本さんの元に届いた白バイ隊員からの訴状。この裁判は、すでに松山地裁で行われている民事裁判と同じ法廷で、一緒におこなわれるという。

被告は、交差点において、緊急自動車である白バイが接近してきたときは、交差点を右折しようとした。

訴状の中の『事故の態様』  
「白バイ隊員から送られてきた訴状の内容は、県からの反訴状(\*山本さんが昨年11月、警察を相手に起こした民事裁判で、今年、愛媛県からも反訴されている)とほぼ同じでした。が、今回もやっぱり納得できないのは、『事故の態様』の部分でした。

4200円(1日)×76万4400円になるという。

純子さんは語る。

「白バイ隊員から送られてき

たの項を見ると、次のように記された。

『愛媛県警察官として職務に従事中の原告が、緊急事案現場へ臨場するため、白バイを運転して、緊急走行(赤色灯点灯・サイレン吹鳴)で、上記発生場所である市道上三叉路交差点を南から北へ直進中、対向する反訴被告運転山本車が、同三叉路交差点を西へ右折しようと走

通事故である』

つまり、この事故はあくまでも山本少年が『右折進行中』、に起つた事故だというのだ。

では、被告である山本少年の『責任』についてはどのようなに書かれているのだろう。

『被告には、本件事故において、車両を運転するに当たり、次のような過失があるから、民法第709条の不法行為責任を負う。』

被告は、交差点で右折する場合は、交差点の中心の直近の内側を徐行することはもちろん、前方左右の安全を確認して直進車との事故の発生を防止しなければならない注意義務があるのにこれがを怠り、白バイが交差点を直進しようとして来たのに、直進前方の安全を確認せず、漫然と交差点を右折しようとした。

被告は、交差点において、

聞いはまだまだ続く……

# 山本少年&母・純子さんが、白バイ隊員に訴えられた!?

本誌が追求を続けている、松山で起きた白バイとスクーターの衝突事故に、またしても大きな動きがあった。なんと、事故から3年半経った今年4月、事故の相手である白バイ隊員が、慰謝料と交通費を求める損害賠償請求訴訟を起こしてきたのだ。事故直後から、「前に右折車がいたので、ボクはその後ろで止まっていた」と証言し続けた山本少年。家族の必死の立証活動によって、逆転無罪を勝ち取ったが、民事裁判ではまたしても100%過失を主張され、「被告」となってしまった。家族の聞いは続く……。

電話の主は、松山の白バイ事故の被害少年、山本昌樹君の母・山本純子さんだ。『山本事件』……、本誌ではこの事件を何度も取り上げてきた。テレビでも見たことがある人は多いのではないだろうか。隣の県で発生した高知の『片岡事件』(スクールバス×白バイ)と並んで、注目を集めている事件だ。

それにも、白バイ隊員の方から裁判を起こしてたどり着いたところは、どうのことだろう……。私は早速、山本さんから転送されてきた「訴状」に目を

通してみた。

まず、「原告」は白バイ隊員。損害賠償請求額は、慰謝料76万4400円と、通院交通費1万8391円を合計した、78万9391円だ。

慰謝料は、「自賠責保険の計算方法により、原告の要した治療期間606日と治療日数の2倍(91×2)182日のうち日数の少ない実治療日数を対象期間として算出した」とのことだ。計算式にすると、 $182 \times$

